



第5章

子どもと子育て家庭への支援対策

1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第5章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

【考え方】

町ではこれまで、保育所の増改築や新設および受け入れの弾力化により、保育量の拡大を図ってきましたが、現在も待機児童が存在するほか、ニーズ調査では潜在的保育ニーズも大きく、保育の拡充は不可欠な状態となっています。

このような状況の中で、第一には既存保育所での受け入れ増による拡大を図りますが、認定こども園も整備を図り、0～5歳全体の教育・保育ニーズへの対応を行うほか、0～2歳児に対応する地域型保育事業の連携施設としての位置付けも含め、創設してまいります。

認定こども園の設置数は、事業計画の章に示しているとおり、計画期間内には2カ所、平成26年度整備の1カ所もあわせると計3カ所の整備を計画しています。

② 保育の質の向上

【現状】

保育の量の拡大に対する対応策が先行する中「質の低下」が懸念されています。こどもの最大の利益を保証するため、保育の質の確保・向上は町が責任をもってしっかりと取り組まなくてはなりません。そのため、保育の質の向上のため職員研修を行っており、特別支援保育事業に係る巡回指導や、ティーチャーズトレーニング、また新規参入施設への巡回支援も取り入れています。

【今後の取組み】

保育所における保育の質の向上のため、職員研修などこれまでどおり継続して行います。

保育の量の拡大を行う中、質の低下が懸念されますが、町が責任をもってしっかりと保育の質のために研修等を行っていきます。

特に、地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められていることから、その保育従事者に対しては、より十分な研修を行うほか、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図ります。

③保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

【現状】

保育所と幼稚園は同じ時期の子どもたちを保育・教育する機関でありながら、連携した行事の実施や保育士と幼稚園教諭の交流はあまり図られていないのが実状です。

【今後の取組み】

幼小の連携は元より、保育所と幼稚園、小学校の連携・情報交換の場を設け、連携体制づくりに努めます。

保育所、幼稚園、小学校のお互いの保育参観の実施や合同研修の実施など、幼保の共通理解及び小学校とのつながりを持つ機会を増やし、就学前教育の充実に努めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

【現状】

公立幼稚園と町立小学校は隣接していることから、日頃から連携が図られています。しかし、私立幼稚園、保育所と町立小学校との交流は少ない状況にあります。就学時に情報共有等(指導要録)の提供は行っており、就学前から小学校への情報の引継ぎは実施されているが連携や交流、子どもがスムーズに小学校に移行していくための取り組みは、今後の課題となっています。

【今後の取組み】

遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との職員の交流や研修、情報交換など相互理解の場の確保、保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。また、教育・保育施設の園児と小学生との交流活動、教育・保育課程の工夫等も実施を検討します。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

【今後の取組み】

地域型保育事業の連携施設確保については、地域型保育を実施する法人が確保することとされていますが、町もその確保に努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、認可保育園、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

(2) 保育士等の確保の推進

① 保育士等の確保

【現状】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。

現在、保育士の確保は各園で実施しており、町では保育士の処遇改善のために給与補助を行っています。

【今後の取組み】

県と連携を図りながら保育士等の確保を進めるほか、保育士の処遇改善を図るため、町内の保育所に所属する保育士の定着化及び正職員化のための補助を継続実施します。また、保育士にかかる業務の負担軽減が図られるように、保育所と連携して改善策を推進します。

そのほか、町内の保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保を進めます。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施し、確保に努めます。

② 幼稚園教諭の確保

【現状】

保育士とともに幼稚園教諭についても確保が難しい状況となっているため、処遇改善や業務の負担軽減を図るなど、幼稚園教諭が定着するよう、対応策を検討する必要があります。

【今後の取組み】

幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めるとともに、職務内容の負担軽減を図るなど幼稚園教諭が継続的に雇用できるよう努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童指導員の確保

【現状】

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保は、各放課後児童クラブで実施しております。今後、放課後児童クラブでも支援員の確保や定着が課題となっており、人材確保に向けた取り組みが必要となっています。

【今後の取組み】

町内の放課後児童クラブと連携し、必要に応じた放課後児童支援員の確保に努めます。

③-2 地域人材の確保

【現状】

人材を確保する体制整備を図り、人材活用の促進を図っています。

【今後の取組み】

経験や知識が豊富な地域人材や学校、放課後子ども教室を支援するボランティアの確保に努めます。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

【現状】

北谷町では嘉手納町、北中城村の3町村合同でファミリーサポートセンター事業を実施しています。登録者や利用延べ人数が増加しており、特に子どもをあずかってほしい「おねがい会員」の占める割合が非常に大きくなっています。支援者側である「まかせて会員」の増加をほかり、利用しやすい環境を整備する必要があります。

【今後の取組み】

ファミリーサポートセンターの「まかせて会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。

(3) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進

【今後の取組み】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・小学校で実施する放課後子ども教室に近隣の放課後児童クラブも参加しプログラムを受けられるよう連携を図る。

○小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・多目的教室や音楽教室等を活用し、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室を行う。
- ・夏休み等の長期休業日も学校施設を活用し、切れ目のない子ども教室の実施を図る。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局による具体的な連携に関する方策

- ・放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校、行政、地域住民等を構成員とする放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、事業の実施に関する検討や共通理解、情報共有等を行い、相互連携を図る。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室で体験した活動や成果を発表するため、毎年度末に放課後子ども総合プラン発表会を実施する。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一体型の目標値	0ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所

※平成28年度は児童館の放課後児童クラブと北玉小・浜川小・北谷第二小の子ども教室の連携

※平成29年度は北谷小近隣放課後児童クラブと北谷小のこども教室の連携

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

【現状】

町には、補助対象としている放課後児童クラブが6施設あり、小学生の放課後児童の受入を行っています。これまでは、未就学児の利用(幼稚園利用者の学童併用)もありましたが、平成27年度以降は法律に基づいた町の条例により未就学児の放課後児童クラブ利用ができなくなるため、受け入れ先の確保が不可欠となっています。

【今後の取組み】

小学校低学年の放課後の保育対策である本事業の拡充を図るほか、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。このため、県の主催する研修等の案内を行います。

また、児童館や学校等の公共施設を活用しての放課後児童クラブの実施に努めます。

未就学児での本事業利用者については、平成27年度以降は幼稚園における一時預かり事業(平成25年度までの預かり保育)を利用していただくように理解を求めます。公立幼稚園においては平日の預かりを「18:00まで」から「18:30まで」に延長し、共働き家庭が利用しやすいように充実を図ります。

①-3 放課後子ども教室の推進

【現状】

放課後子ども教室は、小学生が放課後等に安全・安心で健やかな居場所づくりを推進するものであり、学校の余裕教室等を活用し、実施しています。

【今後の取組み】

放課後子どもプラン運営委員会と連携を図り、小学校や公民館、ニライセンター等で実施している放課後子ども教室の拡充を図ります。

○放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども教室目標値	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所

※各小学校とニライセンターで実施し、放課後児童クラブと連携

②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

【現状】

北玉児童館、上勢桑江児童館、宮城児童館の3施設が子どもの居場所づくりとして利用されています。活動内容は、季節的な製作活動、運動遊び、イベント（巨大迷路・児童館まつり等）、幼児クラブ（親子活動）、館外活動となっています。

【今後の取組み】

子どもたちの放課後が安全に過ごせるよう児童館の安全管理に努めます。
また、今後も3児童館が連携し、活動の充実を図ります。

②-2 多様な居場所づくり

【現状】

現在は放課後児童対策である放課後児童クラブや放課後子ども教室があるほか、地域によっては公民館で学習を行っているところもあります。しかし、保護者からは地域で安心して過ごすことができる場の確保が望まれており、放課後の居場所づくりが必要となっています。

【今後の取組み】

地域における子どもの放課後の居場所について、児童館、公民館等の地域の社会資源や人材を活用しながら、対策の検討と実施に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）

①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策

①-1 母子(親子)健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実

【現状】

母子(親子)健康手帳は、妊娠の経過や出産の状況、赤ちゃんの成長や乳児の健康診査および予防接種の記録を行うものです。妊娠届出時に窓口で妊娠・出産に関するご相談を受け、届出時に記入していただくアンケートから、保健指導及び相談が必要と判断される方に指導、相談、支援する取り組みを行っています。

【今後の取り組み】

早い段階(妊娠 11 週以内)での妊娠の届け出を行うように周知・広報を行います。
また、妊娠届出時に記入していただくアンケートの内容を見直し、ハイリスク妊婦(健康上または養育上の支援を必要とする妊婦)を早期に把握し、保健師や助産師による妊婦訪問や両親学級等の相談・支援につなげられるよう取り組みます。

①-2 妊婦健診の充実

【現状】

妊娠の経過や赤ちゃんの発育について定期的に確認し、流産・早産の予防と低出生体重児の予防、母体の健康保持、B型肝炎やHTLV-1の母子感染予防などを含む感染予防対策等を行っています。平成 21 年度からは一人あたり 14 回の受診助成を行っており、経済的負担の軽減を図っています。

【今後の取り組み】

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、今後も本事業の実施と公費負担の継続を図ります。
また、健康診査の重要性や妊婦健康診査の経済的負担が軽減されたことの周知および医療機関と連携して妊婦健診未受診者の把握に努め、受診率の向上を促進します。

①-3 新生児・産婦訪問事業の充実

【現状】

助産師(町より委託)が新生児のいる家庭を訪問指導する事業です。出産早期のニーズに対応できるように、出生届出時にアンケートを実施しています。

【今後の取り組み】

訪問、電話による支援体制の充実を図ります。
産後の母子が地域で孤立することの無いよう、助産師と母子保健推進員が、より多くの家庭と一緒に訪問し、母子保健推進員との交流の場を設定しています。
また、助産師による指導により、母乳育児の推進を図ります。

①-4 未熟児訪問指導の実施

【現状】

平成25年度、県からの業務移管により、未熟児への訪問指導も市町村が実施することとなりました。早期出産や低体重で生まれた未熟児について、保健師や助産師が訪問し、保護者に対し、養育上必要な保健指導を行っています。

【今後の取組み】

医療機関との連携を図り、早期に訪問等による保健指導が実施できるよう取り組みます。また、医療機関で開催される、未熟児連絡会に積極的に参加し、医療機関との情報共有および連携を図ります。

①-5 両親学級の充実

【現状】

両親学級は、妊婦とそのパートナーを対象に年3クラスの実施を行っています。(1クラス5回の受講)。また、母子保健推進員や保健師が訪問で案内を届けることにより、妊娠中から地域の中で相談しやすくなる体制を作るように心掛けています。

【今後の取組み】

妊娠届出時や、教室実施時に行うアンケートの結果などから、本事業の内容充実を図ります。また、対象者への個別の案内だけでなく、子育てだよりや町のホームページでの周知・広報に努め、受講者数の増加を図ります。

また、教室が妊娠中の健康管理や産後の育児指導の場だけではなく、地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となることを目指します。

①-6 母子栄養食品の支給

【現状】

生活保護受給者等の家庭で、栄養の援助を必要とする妊産婦や乳児に対し栄養食品の支給を行っています。

【今後の取組み】

対象者が早期に本事業による支援を受けられるよう、対象者の把握及び個別支援の充実を図ります。

乳児に関しては、1歳の誕生日末日までとなっていますが、未熟児などは発達の遅延もあるため、修正月齢の考慮を要するか検討します。

①-7 母乳育児の推進

【現状】

母乳育児の大切さを伝えるために、母乳育児について両親学級・育児学級の内容に盛り込んでいるほか、乳児一般健康診査の際には助産師を配置し、母乳相談コーナーを設けています。

また、助産師が電話連絡や家庭訪問をする際にも、随時、母乳相談や指導を行い、母乳育児の推進に努めています。

【今後の取組み】

母乳育児の大切さを伝えていくため、今後も母子保健事業での継続した取り組みを行います。

①-8 育児学級の充実

【現状】

町では保健師、助産師、栄養士、救急救命士、保育士等が事業に参加し、発達段階に合わせて、生後1～3か月児対象の育児学級パート1と、生後6～9か月児対象の育児学級パート2の2種類の育児学級を開催しています。これらの学級では、必要な育児技術の指導だけでなく、育児に不安を感じる保護者の不安の軽減を図り、母子の地域での孤立を防ぐため参加者同士のコミュニケーションを図る内容にしています。また、育児学級パート2を子育て支援センターで開催することにより、その後の支援センターの利用促進を図っています。

【今後の取組み】

今後も発達段階に応じた事業展開を継続するとともに、事業内容のを定期的に見直し、内容の充実を図ります。また、参加者を増やすため、個別の案内(ハガキの郵送による)での通知だけでなく、町報や健康だより、ホームページを活用した周知・広報活動に努めます。

①-9 離乳食実習の実施

【現状】

離乳食についての知識・技術の習得により、子どもの発育・発達を促すとともに、育児負担の軽減を図る為、生後4～6ヶ月の乳児を持つ保護者を対象に離乳食実習を年6回実施しています。同じ月齢の乳児を持つ保護者同士の情報交換やリフレッシュの場にもなっています。

【今後の取組み】

乳幼児健診や両親学級等で離乳食の目的や重要性を伝えるなど、周知・広報活動を継続します。離乳食開始後や離乳完了後の保護者の育児負担や、乳児の栄養管理に対応できるよう相談窓口の紹介や栄養に関する資料の提供を行います。

アンケート実施も継続し、参加者の意見を参考に内容の充実を図ります。

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）

【現状】

平成19年度より開始した生後4か月までの全戸訪問事業で、母子保健推進員、助産師、社会福祉士、保健師により行っています。

【今後の取組み】

訪問時不在または訪問拒否の世帯への対応について検討し、全戸訪問を目指します。

①-11 母子保健推進員の活動支援

【現状】

地域で暮らす母子を身近なところで見守り、役場とのパイプ役を担っている母子保健推進員は、平成26年度は各行政区1～3人、計21人で活動しています。月1回実施している定例会では、情報交換だけでなく資質向上のための勉強会を実施しています。また、県や圏域で開催される研修会や会議へも参加しています。

【今後の取組み】

乳幼児健診等の母子保健事業への協力員でもある母子保健推進員について、町民への周知を図り、地域と行政とのパイプ役として活動が展開しやすいように図ります。

また、乳児全戸訪問以外にも、前述の両親学級の案内を母子保健推進員が直接各家庭に配布することにより、妊娠期から地域の母子を支えて行けるよう努めていきます。

行政区によっては母子保健推進員の人数が不足しているため、母子保健推進員の増加の呼びかけを行います。

①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援

【現状】

若年、高齢、疾患合併、経済的支援を要するなどの妊産婦を対象に、保健師による各種相談・支援を実施しています。中部地区(福祉保健所圏域)で開催されているハイリスク妊産婦連携会議に参加し、医療機関や保健所との更なる連携強化を図っています。

【今後の取組み】

今後もハイリスク妊産婦に対する個別支援を引き続き実施します。妊娠届時に実施するアンケートの内容を見直し、対象者の把握に努めます。また医療機関との更なる連携強化を図り、対象者の現状の把握と相談支援の充実に努めます。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

【現状】

個別通知や広報誌、町ホームページ等により予防接種の必要性を呼びかけるとともに、接種率向上を図る取り組みとして、再通知や各健康診査時における指導、母子保健担当の保健師による訪問の際の接種勧奨を行っています。また、定期予防接種及び行政措置予防接種については、無料で予防接種を受けられるよう費用助成を行っています。

【今後の取組み】

予防接種の大切さや定期予防接種及び行政措置予防接種の費用助成等について周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）

【現状】

乳児一般健康診査は年 12 回実施しています。対象は 1 歳未満の乳児ですが、沖縄県では前期、後期の 2 回の集団健診が一般的です。北谷町では、前期は 3～4 か月児、後期は 9～10 か月児に対し案内しています。

1 歳 6 か月児健康診査は平成 21 年度からは年 12 回(月 1 回)実施しています。対象児は、1 歳 6 か月～2 歳未満児ですが、北谷町では幼児の発達段階を踏まえ、1 歳 7 か月～8 か月児に対し案内しています。

3 歳児健康診査は、平成 21 年度から年 12 回(月 1 回)実施しています。対象児は、3 歳～4 歳未満児ですが、北谷町では 1 歳 6 か月児健康診査同様、幼児の発達段階を踏まえ、3 歳 4 か月～5 か月児に対し案内しています。

また、未受診対策として平成 23 年度から専任の保健師を配置し、受診率向上を図り、未受診者のいる家庭や母児の状況を把握するよう努めています。

【今後の取組み】

今後も受診率の向上を図るために、健康診査の内容や大切さを周知・広報するほか、受診率の高い市町村の取り組みを参考にして実施方法を見直し、母子保健推進員との連携を図ります。

健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師などを配置することで、相談支援体制の充実を図ります。また、適切に継続支援が必要な親子を把握し支援できるよう、問診内容やフォローの基準、支援の方法を検討します。

未受診対策においては、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携し受診勧奨を強化し、児の状況把握ができるよう努めます。

②-3 乳幼児歯科相談の実施

【現状】

乳児一般健康診査は小児保健協会へ委託されていますが、町独自の取り組みとして、歯科衛生士を1人配置し、乳児一般健診(後期)の対象児の保護者を中心に歯みがき相談を実施しています。

【今後の取組み】

乳児一般健康診査(後期)における9～10か月児の保護者を対象とした歯みがき相談について、今後も乳児期から発達段階に応じて指導・助言をしながら、継続した取り組みを実施していきます。

②-4 2歳児歯科健診の実施

【現状】

2歳児歯科健診は、年6回実施しており、受診率は60%程度です。スタッフは歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士、心理士、保育士、母子保健推進員です。フッ素塗布や仕上げ磨きの指導助言、食習慣の指導・助言を行うことにより、3歳児のう歯率の低下を図っています。

【今後の取組み】

未受診者に対し、再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげます。また、それまでの健診(乳児一般健診や1歳6か月児健診)の未受診者に対しては、訪問による受診勧奨を行い、受診率向上と状況把握に努めていきます。

2歳児は子育てに負担を感じやすい時期でもあるので、本事業時に育児に関する各種相談・指導を行うなど、事業の拡充を図ります。また、1歳6か月児健康診査の事後フォローもこの機会に対応できるような体制づくりに努めます。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

【現状】

各種健康診査の際に栄養相談を行うほか、両親学級、育児学級での栄養指導や離乳食実習を実施しています。

【今後の取組み】

健康診査の待ち時間を利用して、栄養や食育の情報提供に努めます。また、分かりやすい情報提供方法について検討し、推進していきます。

離乳食実習や育児教室等での栄養相談・指導の充実はもちろん、その他の母子保健事業においても、乳幼児の健やかな成長に欠かせない食に関する情報提供の機会を多く持つように努めます。

③-2 保育所における食育の推進

【現状】

保育所では、園児による季節の野菜の栽培等を通し、成長の観察や収穫を行い、更に給食食材に加える等の取り組みを実施しています。

【今後の取組み】

これまで保育所で実施してきた取り組みを継続して行うとともに、食育に関する実施計画を策定し、食育の更なる推進を図ります。

また、保護者に対する食育指導の機会を増やし、取り組みを強化するように努めます。

③-3 学校における食育の推進

【現状】

学校栄養士と連携し、栄養バランスを考えた食事をとることの指導を実施しています。

また、各学校の食育担当教諭、養護教諭、学校栄養職員、保健衛生課、子ども家庭課と、連携した取り組みを実施しています。教育委員会では、健康安全教育担当者会を開催しています。

【今後の取組み】

食育指導をより効果的に実施するため、学校における食育年間指導計画については、給食センター栄養職員、栄養教諭及び食生活改善推進員が参画し計画していきます。その計画を基に、取り組みの充実を図ります。

③-4 食育についての連携の強化

【現状】

食育の推進を目的とした担当者会を開催し、各ライフサイクルを通じた現状共有、各段階での目標設定を行っています。構成メンバーは保健衛生課の栄養士、子ども家庭課の栄養士、給食センター栄養士、保育所、幼稚園、学校です。

【今後の取組み】

食育の推進を図るため、町内の関係する栄養士等による担当者会を開催し、町内の子どもたちへの食育について効果的な推進方法の検討及び実施のための連絡調整を行い、食育の推進に努めます。

④望ましい生活習慣の確立

【現状】

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけることは子どもの健康保持だけではなく、大人になってからの健康にも影響を与えます。乳幼児期においては健康診査や育児学級の場を活用し、正しい生活リズムについての指導や情報提供を行っています。

【今後の取組み】

子どもの望ましい生活習慣を確立するため、今後も乳幼児健診等の母子保健事業を通じた啓発や情報提供を行います。

⑤子どもの事故防止対策

【現状】

事故予防の啓発については、乳幼児健診の際に予防に関する掲示広報や、育児学級パート2（生後6～9か月の赤ちゃんの保護者対象）において、「乳幼児の事故防止と応急手当」の内容で、救急救命士による講話、実技等の講座を設けています。

【今後の取組み】

「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」による各家庭訪問や育児学級等における子どもの事故予防の普及啓発を今後も継続して行います。

また、事故防止の注意点などをまとめたわかりやすいパンフレットを母子保健事業実施の際に配布し、予防の普及に努めます。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

【現状】

性に関する正しい知識の普及・啓発には、学校の授業における性教育だけではなく、子どもの発達段階に応じた涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）が必要です。

小中学校では12月の国際エイズデーと関連付け、エイズ等の性感染症に関する学習を実施しています。小学校5年生に対し学校が実施する命の体験授業を、母子保健推進員や保健師が協力し行っています。また、中学3年生に対し助産師による講演会を実施しているほか、保健指導を通して性感染症や妊娠出産、生命の尊重についての正しい知識を身につけさせるよう努めています。

【今後の取組み】

子どもの各発達段階に応じた一貫した性教育を推進するため、保健師と保育所、幼稚園、学校等の関係機関が連携し、学習、知識の普及や啓発、思春期保健についての相談を行います。平成27年度からは小学校3年生に対して命についての講演会を予定しています。

思春期保健については、関係機関同士で連絡調整を行い、状況の把握をし講演会や学習の場を継続して設けていくほか、関係機関と連携し、性教育・命の教育の充実を図り、性感染症等の予防と10代の望まない妊娠の予防に努めます。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

【現状】

小中学校において、飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室を、沖縄警察署や校医等と連携し実施しています。

養護教諭と連携し、喫煙や飲酒に関する健康被害のポスター等を掲示し、喫煙や飲酒が健康に害を及ぼすことを理解させるよう努めています。

【今後の取組み】

小中学校において、沖縄警察署や校医等と連携し実施している飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室の内容の充実を図ります。

基本目標2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

【現状】

待機児童をみると、年度初めの4月において0歳児は少なく、年度途中での申し込みが増えていく傾向にあります。現状では、産休明けや育休明けでの保育ニーズに対して、受け入れが足りない状況にあり、0歳児や1歳児の受け入れ拡大が必要となっています。

【今後の取組み】

ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、地域型保育、特に小規模保育事業を整備することにより、0～1歳児の保育の拡充を行い、預けたい時にいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における5歳児保育の拡充

【現状】

現在、保育所では5歳児の受け入れ枠に限りがあり、5歳から幼稚園を利用している児童も多い状況となっています。0～5歳児までの連続した保育ニーズに対応するため、5歳児の保育拡大が課題となっています。

【今後の取組み】

保育所の定員の見直しや、5歳児クラスの拡充により整備を行います。

③ 認定こども園の整備

【今後の取組み】

保護者の就労の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備を図ります。

④ 公立幼稚園の複数年保育の実施

【現状】

平成26年度現在、町の公立幼稚園では、5歳児のみの1年保育を実施しています。しかし、3～5歳児を受け入れる複数年保育は、子どもの育ちへの長期的で細やかな対応、異年齢児同士の学び合いや育ち合い、適正な子ども集団の確保等の点から大変重要であるため、複数年保育の実施が課題となっています。

【今後の取組み】

公立幼稚園における複数年保育を実施します。実施においては、園舎の増改築による教室の確保、定員増、保育所の5歳児保育拡充による保育所利用者の増、公立幼稚園利用者の減を想定しての余裕教室活用などにより、受け入れ枠の確保を図ります。

⑤公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）

【現状】

共働き世帯の増加や核家族化を背景に、幼稚園児の保護者から幼稚園型の一時的預かり（平成26年度までの「預かり保育」）について、預けやすい体制の整備が望まれています。具体的には、終了時間の延長や土曜日の預かりの実施、春休み期間の利用などです。公立幼稚園の一時的預かりが利用者の就労状況から利用しにくい方もあり、幼稚園終了後は放課後児童クラブを利用する家庭も少なくない状況でした。沖縄県はこれまで、未就学児の放課後児童クラブ利用が特例的に認められ、補助対象とされてきましたが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、補助対象外となり、受け入れが行われなくなります。幼稚園型一時的預かりのニーズとともに、共働き家庭が利用しやすいよう、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

公立幼稚園では、幼稚園型の一時的預かりにおいて、終了時間の延長（現行の「18時まで」を「18時30分まで」に）、を実施するほか、春休み期間の受け入れも行い、一時的預かりの充実および公立幼稚園が共働き家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

⑥認可外保育施設との連携・支援

【現状】

沖縄県の新すこやか保育事業を活用し、町内の認可外保育施設に対し、補助金の交付による支援を行っております。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を行っております。

【今後の取組み】

今後とも沖縄県の新すこやか保育事業を活用し、町内の認可外保育施設に対し、補助金による支援を実施します。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を継続して実施します。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

① 地域での子育てネットワークの構築

①-1 子育て支援のネットワーク化の推進

【現状】

保育所、認可外保育施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室といった関係機関及び子ども会、PTA、民生委員児童委員などの関係団体は、それぞれが子どもの育成や子育て支援に取り組んでいますが、横の連携はまだ不十分な状況にあります。

【今後の取組み】

町における子どもの育ちを考え、支えていくための連携の充実・強化を図ります。

地域の子どもの状況について乳幼児、学童期、青少年期を一連に把握し、各関係機関や団体での対応や連携について考え、町の各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、また活動も単独ではなく一緒になって取り組む体制の確立を推進します。

② 地域子育て支援センターの充実

②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）

【現状】

地域の子育て家庭の相談、情報提供のほか、保護者同士の交流の場となっています。

町では、保育所に併設する施設3か所にて実施しています。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

また、子ども家庭課、保育所、幼稚園においても情報の共有等を図り、子育て相談を強化します。

子育て支援センターが地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となっていることの周知・広報を行い、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の推進

【現状】

現在、教育・保育施設の利用者に限らず、全ての子育て家庭が利用できる事業として、一時預かり事業、病時・病後児保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業などを実施しています。

新制度に示された事業にもとづき、町の実態を勘案しながら、事業計画に盛り込む必要があります。

【今後の取組み】

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

④新規参入施設の巡回支援

【現状】

新たに認可・認定を取得、又は取得を予定している事業者に対し、必要に応じて支援員を派遣し、事業運営や事業の実施に関する相談・助言などの支援を行っています。

【今後の取組み】

今後も、新規参入施設へ支援員を派遣するなど巡回支援を行っていきます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察、心理士による育ちの相談を通して、発達の違いなどによる親の育てにくさのサインに早期に気づき、適切な支援を行うよう努めています。発達障がいに関しては北谷町では平成20年度より、健診内容の見直しをし早期発見を図るとともに、育児支援を目的として含む健診の事後フォローとしての教室(親子教室)をスタートし、早期支援に取り組んできました。また、親子教室以外にも、健康診査後には経過の見守りや相談のための家庭訪問や来所相談、電話相談や心理士による発達相談を行っています。

また、平成26年度より、育ちの支援センター「いっぼ」が開所し、親子参加型保育(療育グループ)を通して、子どもの発達や姿を保護者と共通理解し、子どもの健やかな成長発達の支援と保護者支援を行っています。

【今後の取組み】

妊娠届出時に実施するアンケートの内容を見なおし、親の要因や育児環境による育てにくさのリスク因子がないか把握できるよう努めます。また、それにより妊娠期から育てにくさが予測される場合には、早期に支援を開始できるよう努めていきます。

発達障がいの早期発見や早期支援等対応の充実を図るため、健康診断の問診内容の見直しや乳幼児健診にかかわるスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

“育ちの支援センター「いっぼ」”にて、親子参加型保育(療育グループ)を実施し、グループ以外にも発達や子育てについての情報提供、また保護者同士の交流支援を行うことで、早い段階での保護者支援・家族支援の充実を図ります。

また、育てにくさを感じる親への支援として、既存の親支援プログラム(ペアレントトレーニングやコモンセンスペアレンティング等)の活用や導入を検討します。

② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進

【現状】

児童虐待防止月間に、パネルの掲示及び各機関へのポスター掲示で町民への啓発を図りました。また、子育て支援パンフレットやチラシを作成・配布することで、子育て相談窓口の周知を図っています。

【今後の取組み】

虐待防止についてのポスターの掲示、チラシの配布、パネル展等を今後も継続して行い、町民への啓発を図ります。

妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、妊娠期からの相談しやすい体制の整備に努めるとともに、妊娠届出時に実施したアンケートやその他母子保健事業等で特定妊婦等支援が必要な妊婦や家庭を把握し早期の支援につなげるよう努めます。また、地域からの虐待通告への早期対応によって虐待の未然防止に努めます。

②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）

【現状】

平成 19 年度より開始した生後 4 か月までの全戸訪問事業で、母子保健推進員、助産師、社会福祉士、保健師により行っています。

【今後の取組み】

訪問時不在または訪問拒否の世帯への対応について検討し、全戸訪問を目指します。

②-3 乳幼児健診未受診対策の強化（再掲）

【現状】

乳幼児健康診査の未受診児は、その時期に必要な健康診査を受けられていないというだけではなく、その中には、居住実態が把握できない児や養育支援が必要な家庭の児が含まれている可能性があります。そのため北谷町では乳幼児健診の未受診対策として平成 23 年度から専任の保健師を配置し、受診率向上を図るだけでなく、未受診者のいる家庭や母児の状況を把握するよう努めています。

【今後の取組み】

今後も受診率の向上を図るために、健康診査の内容や大切さを伝える周知・広報するほか、受診率の高い市町村の取り組みを参考にして実施方法を見直し、母子保健推進員と連携しながら未受診者対策に努めます。

また、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携し受診勧奨を強化し、児や家庭の状況把握ができるよう努めます。把握した情報をもとに、関係機関と連携しながら対応を検討し必要な家庭は養育支援をはじめとする支援を受けられるよう努めます。

②-4 養育支援訪問事業

【現状】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による家事援助や養育者の相談・指導等を実施しています。平成 26 年度より業務を一部委託することで対象世帯へのニーズに合わせて支援を行っています。

【今後の取組み】

現在の取り組みを継続し実施するとともに、他の事業や他の職種との連携を図りながら、要支援者の把握に努めます。

②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【現状】

要保護児童対策地域協議会にて、福祉・保健・教育・児童相談所・警察署等の関係機関との連携を深めながら、代表者、実務者(ケース進行管理会議含む)及び個別支援会議を開催しています。

【今後の取組み】

要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議(ケース進行管理含む)、個別支援会議の充実を図り、各ケース検討が円滑に進むよう関係機関との連携に努めます。

また、学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する必要があるため、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などの研修等に取り組みます。

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(地域子ども・子育て支援事業内)を活用し、地域ネットワーク構成員(関係機関)の連携強化や専門性向上を図る取り組みを実施し、要保護児童対策の強化を図ります。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握

【現状】

ひとり親家庭に関する相談に応じ、必要に応じて女性相談所や福祉保健所等の関係機関等の紹介等を行っています。

【今後の取組み】

ひとり親家庭への相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、県が実施している「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の資料に基づき、ひとり親家庭が抱える問題点や課題を把握し、自立を促す支援策の検討につなげます。

③-2 生活援助対策の推進

【現状】

ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費の助成、各種貸付制度等の支援を実施しています。

また、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合若しくは日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援しています(県事業)。

【今後の取組み】

「児童扶養手当」や「母子及び父子家庭等医療費助成」及び県が実施する各種貸付制度などのひとり親家庭への支援事業の周知に努めます。

また、「ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業」や「ファミリーサポートセンター利用支援事業」を継続して実施します。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障がいの早期発見、早期支援

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察を通して運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を早期に発見し、適切な指導を行うよう努めています。また、健康診査後には支援が必要な子への訪問指導をはじめ、電話相談や発達相談を行っています。

【今後の取組み】

障がい児一人ひとりのニーズに合った支援を行うため、関係各課・機関で情報を共有できるように連携体制を構築していきます。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

【現状】

保育所では、特別支援保育において、障がい児のほか特別な支援を必要とする子どもに対する対応を行っています。

また、放課後児童クラブにおいては、平成21年度より障がい児の受け入れ体制整備のため、障がい児受け入れ加算の補助を実施しています。

幼稚園や学校では平成21年度から障がいを持つ園児の介助及び学習支援を行う特別支援教育支援員の派遣を実施しているほか、個別指導計画及び個別支援計画を作成し、個に応じた指導の充実を図っています。

【今後の取組み】

保育所の特別支援保育の更なる充実を図るほか、放課後児童クラブでの受け入れ支援や受け入れ可能な放課後児童クラブの増設を行います。

また、保育所(園)や教育現場等での障害を持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。

幼稚園や学校での障がい児の受け入れについては、安全面で著しく考慮を要する場合は、町派遣の特別支援教育支援員の運用により、支援体制の充実を図ります。

これらの取組みにより、他の児童も含めた集団の中での育ちを保障していきます。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

【現状】

障がい児(者)に対する相談支援事業は2事業所へ委託し実施しています。

【今後の取組み】

障がい児(者)のための相談場所(相談支援事業の委託先)の周知・広報のほか、関係各課の連携を強化しながら、情報を共有し更なる事業の充実を図ります。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった、障がい児が利用できる福祉サービスについて周知・広報に努めるほか、ニーズに対応した事業所の確保等、サービス提供が円滑となるように図ります。

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等についてはスムーズに申請することができるよう、子ども家庭課と福祉課の連携を強化し、制度の周知を図ります。

④-4 発達障害の支援の充実

【現状】

母子保健においては、乳幼児健康診査時に育ちの確認を実施し、その結果等をもとにその後の支援をするなど早期発見・早期支援に努めています。また、保育所、幼稚園及び学校においては、発達障がい児への対応の整備を進めており、保育所においては、保育士向けにティーチャーズトレーニングを実施するなど、支援者の質の向上を図っています。

庁内関係各課では、発達障がい児(者)のライフステージを通じた取り組みのため、連携の強化を図ることが課題となっています。

【今後の取組み】

引き続き、発達障害の早期発見や対応の充実を図るため、健康診断時や事後支援時のスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブと連携し、保育士や教職員の研修の機会を持ち、発達障害についての理解や支援者の質の向上を図ります。

また、保育所(園)や教育現場での発達障がいを持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。幼小中学校に通う学習障がいなどの発達障がいを持つ園児、児童生徒には、学校へ特別支援教育支援員を派遣し、支援を行います。

定期的に支援関係機関が集まり、発達支援体制の取り組みが適正な支援体制として機能しているか検証・見直しを行い、連携体制の充実強化を図ります。

また、発達障害について、親や子どもを取り巻く周りの方々への理解を図るため、保育所や幼稚園での周知のほか、町からの情報提供にも努め、子育ての楽しさを感じることが出来るような環境づくりに努めます。

(4) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 子育て支援センターの充実（再掲）

【現状】

地域の子育て家庭の相談、情報提供のほか、保護者同士の交流の場となっています。
町では、保育所に併設する施設3か所にて実施しています。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めるとともに、支援センターで活動している子育て交流サークルの支援を今後も継続して行います。

子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

また、子ども家庭課、保育所、幼稚園においても情報の共有等を図り、子育て相談を強化します。

子育て支援センターが地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となっていることの周知・広報を行い、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

【現状】

子育てに関する相談は、相談や交流の中心を担っている地域子育て支援センターのほか、子ども家庭課窓口や保健衛生課、保育所などの関係機関、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが行っています。気軽な相談から専門的な相談まで対応し、的確な相談先への紹介を行うために相談を担う機関同士が連携を強化する必要があります。

【今後の取組み】

町の子ども家庭課及び関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-3 利用者支援事業の実施

【現状】

新制度で新しく始まる事業であり、子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。町では平成26年度より子ども家庭課に人材を配置し、事業を実施しています。

【今後の取組み】

町内に1カ所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

②情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

【現状】

子育ての情報提供としては、町ホームページや広報誌に制度の紹介・子育ての不安への対応等を掲載しています。また、「健康だより」や「子育てだより」で予防接種や育児学級等の母子保健事業の紹介を掲載しています。ニーズ調査では、教育・保育施設を利用している家庭では各施設を通して情報を入手しているようですが、家庭保育者は情報の入手先がなく、また共働き世帯と比べ、いろいろな方法により情報を得たいという声が多くなっていました。町の広報誌やホームページによる情報提供だけではなく、あらゆる情報提供手段により、多くの子育て家庭に情報が届くように、提供方法について研究していきます。

【今後の取組み】

町の広報誌やホームページによる子育て情報提供を充実するとともに、子育て支援情報が一元化された形で発信できるように、関係各課との連携強化、情報の共有を図ります。

また、広報誌や「健康だより」については、全戸配布を行う方法を検討し、町民が行政からの情報を確実に入手できるように図ります。

広く子育て家庭全般に幼稚園や保育所、子育てに関する情報を提供するため、母子保健関連の事業と連携し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの場で教育・保育事業に関する情報提供や相談業務を行うように進めます。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

【現状】

子育てに関する情報の発信においては、幼稚園や保育所、地域子育て支援センター、学校と連携して行っています。保護者は利用している教育・保育施設等を通して情報入手することが多いため、利用できるサービスや制度の情報について、関係機関と一層連携し、的確に、早急に周知を図る必要があります。

【今後の取組み】

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員児童委員、自治会、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

【現状】

子育て家庭に対し、児童手当の給付を行っています。

【今後の取組み】

これまでどおり、児童手当の給付を行っていきます。

③-2 就学、就園に対する減免

【現状】

経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒については、就学援助費の支給を行っています。就園児童については、就園奨励費補助金制度により保育料等の減免を行っています。

【今後の取組み】

子ども・子育て支援新制度が開始されるに伴い、公立幼稚園の保育料が応能負担になり、また、新制度に移行する私立幼稚園において就園奨励費補助の対象外となりますが、その就園奨励費補助相当額を差し引いた額で設定される保育料となります。保護者負担は実質的に大きな変更はありません。しかし、これまでの減免の仕組みが新制度で変わってくるため、周知を徹底し、町民への理解を求めています。

③-3 医療費の助成

【現状】

子ども医療費助成は、平成 22 年度から入院分について中学校卒業まで助成するように対応しています。

【今後の取組み】

子育て家庭への経済的負担軽減を図るため、平成 27 年度より中学校卒業まで通院費・入院費とも無料化します。

③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

【現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新制度の施行に伴い事業実施の検討を行います。

【今後の取組み】

教育・保育施設利用者の経済的支援策として、世帯の状況を見極めながら必要に応じて実費徴収に係る助成を実施します。